

こんな相談を頂いています！

R5.12月相談より 抜粋



* QA では「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。

回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

Q

訪問看護、訪問リハビリが医療保険や介護保険での対応となるのはなぜでしょうか？

A

介護保険認定を取得されている方の訪問看護に関しては、厚生労働大臣の定める別表7に該当する疾病と、特別指示書が出た場合は医療保険対応となります。
訪問リハビリについては、原則介護保険対応となります。
間違いやすいのは訪問看護ステーションからのリハビリ職の介入の場合ですが、サービス形態としては訪問看護になるため、看護師と同様の対応となります。

Q

サービス担当者会議において、会議の要点をサービス事業所に配布する義務はありますか？

A

配布の義務はありませんが、ケアプランの内容以外に情報共有が必要なことがあれば、配布することが望ましいでしょう。

ご相談者様からの声

適切な確なアドバイスをいただきありがとうございました。ご利用者ご家族の支援に対して「このような対応でいいのか」「このように対応してよかったのか」迷うことが多々あります。方向性はなんとなく決めているけれど別の考え方もあるのでは、他の人ならどのように考えるのか、そういったときに経験のある方々のお知恵を拝借し導いていただくことで自分自身の迷いが解け支援の一步を踏み出すことができます。また迷った時相談させてください。これからもよろしく願いいたします。



ケアマネジャーの関わる業務範囲が広いため相談窓口があると心強いです。ありがとうございます。



書面を読んで自分なりに納得致しました。参考にします。ありがとうございました。

